真庭市立木山小学校

**「緊急事態宣言への対応について」**

**１　臨時休業措置をとる場合**

（１）緊急事態宣言に基づき、岡山県知事から休業要請が出された場合

　　・十分協議したうえ、市内一斉での臨時休業を検討します。

（２）児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

　　・状況を総合的に考慮し、県と市が十分協議した上で、実施の有無、規模及び期間を判断します。感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、感染拡大の可能性について各校の実情をみながら判断します。

**２　学校を休んだ場合の取り扱いについて**

（１）以下のいずれかに該当する児童生徒は出席停止となります。学校にご連絡ください。

その上で、真庭保健所（電話番号　0867-44-2990）にご相談ください。

・新型コロナウイルスの感染が判明した場合

・感染者の濃厚接触者に特定された場合

・風邪の症状や３７．５度以上の発熱が４日以上続く場合

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

（基礎疾患等があり、上記の状態が２日程度続く場合はかかりつけ医に御相談ください）

（２）風邪症状や３７．５度以上の発熱が見られるときには、登校を見合わせてください。欠席扱いとはなりません。

（３）感染症について心配なことがあれば、学校までご連絡ください。

**３　お子さんの健康と安全について**

（１） 毎日登校前にお子さんの検温をお願いします（記録表に記載して持たせてください）。

（２）お子さんの健康状態に変化が見られた場合は、早めに学校に連絡してください。

（３）できる限りマスクを持たせてください。

（４）教室の換気を度々します。

（５）学校で体調不良等の症状が見られた場合は、赤外線検温機（非接触型）等を活用して即時検温し、お子さんの安全確保に努めます。

**４　その他**

（１）参考サイト

①新型コロナウイルス感染症について　厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html>

②新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の見解」　厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf

③新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について　文部科学省

<https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html>

（２）手作りマスクの紹介　真庭市

[https://www.city.maniwa/lg.jp/site/kids/26751.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)